

南知多町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 1 1 号

南知多町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年南知多町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項第1号中「6月に支給する場合には100分の103.5超、12月に支給する場合には100分の106」を「100分の104.75」に、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の103.5、12月に支給する場合には100分の106」を「100分の104.75」に、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の103.5未満、12月に支給する場合には100分の106」を「100分の104.75」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。